

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会後援名義の使用に関する要綱

要綱第18号

2023年3月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富士見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、本会以外のものの行う事業に対する後援（事業の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義の使用に限り承認することをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 会長は、後援の承認に当たり、次の各号に掲げる基準により審査するものとする。

(1) 主催者に関する基準

- ア 国又は地方公共団体
- イ 学校及び学校の連合体
- ウ 公益法人及びこれに準ずる団体
- エ その他の団体等で事業内容が次号に該当する場合

(2) 事業内容に関する基準

- ア 市民の福祉の向上発展に寄与するもので、公益性のある事業であること。
- イ 宗教活動、政治活動又は営利を目的としないものと認められること。
- ウ 広く市民一般を対象としていること。
- エ 本会の福祉施策の方針等に反しないものであること。

(3) その他の基準

- ア 主催者の存在が明確であること。
- イ 主催者の基礎が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- ウ 役員その他事業関係者が信用し得る者であること。
- エ 開催及び開設の場所は、公衆衛生、事故防止、災害防止等について十分な設備措置が講じられていること。
- オ 主催者が参加者等から入場料、参加料等の経費（以下「参加費用」という。）を徴する場合は、事業の実施上やむを得ない場合であって、参加者等に加重の負担とならないものであること。
- カ 過去に本会が後援名義の使用承認をしたもので、第4条第2項各号の規定に違反していないこと。

(申請)

第3条 後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開催日の1月前までに、富士見市社会福祉協議会後援申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の存在、基礎を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業関係者の住所、役職名を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及び計画を明らかにする書類
- (4) 印刷物等で後援名義の使用が分かるもの
- (5) 収支予算の分かる書類（参加費用を徴する場合に限る。）
- (6) その他会長が必要と認める書類
（承認）

第4条 会長は、前条の申請があったときは、第2条の規定に基づき内容を審査の上、その可否を決定し、富士見市社会福祉協議会后援承認等通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により承認をしたときは、次の各号に係る条件を付するものとする。

- (1) 事業内容等を変更したときは、事業開催日の7日前までに届け出ること。
- (2) 本会職員が会場等への立入りを求めたときは協力すること。
- (3) 承認に伴う本会の協力の義務は一切生じないこと。
- (4) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- (5) 事業開催によって生じた事故の責任は、主催者が負うこと。
- (6) 事業終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (7) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした行為を行わないこと。
（実績報告）

第5条 前条の規定により承認を受けた者（以下「後援事業者等」という。）は、事業が終了したときは、富士見市社会福祉協議会后援事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算の分かる書類（参加費用を徴しない場合を除く。）
- (2) ポスター、チラシ等、後援に係る印刷物
- (3) その他会長が必要と認める書類
（変更の届出）

第6条 申請者は、事業内容等を変更したときは、事業開催日の7日前までに、富士見市社会福祉協議会后援承認変更届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

（承認の取消）

第7条 会長は、後援事業者等が第2条の規定による承認基準に違反すると認められるとき又は第4条第2項の規定による条件に反すると認められるときは、当該承認を取り消すものとする。

2 会長は、前項の規定により承認の決定を取り消したときは、富士見市社会福祉協議会后援承認取消通知書（様式第5号）により後援事業者等に通知するものとする。
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年3月1日から施行する。